

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月1日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 土浦タクシー株式会社(法人番号1050001009456) 代表者 小城 豊 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 茨城県土浦市大和町8-10 (本社営業所) 茨城県土浦市大字粕毛657-9 |
| (4)行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(157日車) |
| (5)主な違反事項 | 道路運送法(以下、運送法)第27条第3項、道路運送車両法(以下、車両法)第48条 |
| (6)違反行為の概要 | 平成31年2月13日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備の未実施(車両法第48条)、(9)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 16 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月16日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 有限会社染谷交通(法人番号1040002090415) 代表者 染谷 實 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県柏市北柏2-11-9 (本社営業所) 千葉県柏市北柏2-11-9 |
| (4)行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(40日車) |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項 |
| (6)違反行為の概要 | 平成31年3月5日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月16日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 飛鳥交通第二株式会社(法人番号5011401000211) 代表者 川野 繁 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都板橋区舟渡3-22-7 (本社営業所) 東京都板橋区舟渡3-22-7 |
| (4)行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(10日車) |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項 |
| (6)違反行為の概要 | 令和元年5月13日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月23日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 小川交通有限会社(法人番号7050002036865) 代表者 渡部 大輔 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 茨城県守谷市高野646-1 (本社営業所) 茨城県守谷市高野646-1 |
| (4)行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(40日車) |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項、車両法第48条、運送法第30条第2項 |
| (6)違反行為の概要 | 平成31年1月21日及び平成31年1月31日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備の未実施(車両法第48条)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|---|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月23日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 桶川タクシー有限会社(法人番号8030002055569) 代表者 大野 顕 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 埼玉県桶川市南1-2-23 (本社営業所) 埼玉県桶川市南1-2-23 |
| (4)行政処分等の内容 | 文書警告 |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項 |
| (6)違反行為の概要 | 令和元年9月5日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月25日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 親切タクシー株式会社(法人番号1011301020296) 代表者 山野 直也 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都杉並区堀ノ内1-8-25 (本社営業所) 東京都杉並区堀ノ内1-8-25 |
| (4)行政処分等の内容 | 文書警告 |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項 |
| (6)違反行為の概要 | 令和元年10月25日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和元年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|--|
| (1)行政処分の年月日 | 令和元年10月30日 |
| (2)事業者の氏名又は名称 | 日吉交通株式会社(法人番号5011801004084) 代表者 日暮 芳春 |
| (3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都葛飾区堀切1-42-18 (本社営業所) 東京都葛飾区堀切1-42-18 |
| (4)行政処分等の内容 | 文書警告 |
| (5)主な違反事項 | 運送法第27条第3項 |
| (6)違反行為の概要 | 令和元年10月30日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7)違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)